

犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

障害のある人もない人もかけがえのない個人として尊重され、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、さまざまな人との出会いと交流を持ち、心豊かに暮らすことは、市民共通の願いである。そのためには、お互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合うことが大切である。

障害者は、日常生活や社会生活において、その障害の特性に応じ、手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、拡大文字、平易な表現など多様なコミュニケーション手段を用いてきた。

その中でも、手話は、独自の言語体系を持ち、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。これまでろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

しかし、我が国では、手話を言語として認めていなかった過去もあり、手話を言語として使用することができる環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることにも不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、平成18年の国際連合総会にて「障害者の権利に関する条約」が採択され、言語とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されるとともに、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「基本法」という。）においても、平成23年の改正によって手話は言語であると位置づけられ、「障害者の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と定められた。

よって、犬山市においても、障害者が円滑に意思の疎通ができるよう、さまざまな施策を進めてきた。

しかしながら、手話をはじめとする障害者が用いる多様なコミュニケーション手段については、その選択と利用の機会が十分に確保されているとは言えない現状がある。

犬山市では、手話が言語であるとの理解を促すとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発と利用促進を図ることにより、全ての市民が互いにその人らしさを認め合いながら、やさしく元気な地域共生社会を実現するため、この条例を制定する。

障害者とコミュニケーションで共生できる社会の実現。

個性も価値観も好みも十人十色。そんな「みんなが真ん中」にいられたらいい。

（目的）

第1条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関し、その基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が定めた施策を推進することで、障害者がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用することにより、市民一人ひとりが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第2条第7号に規定する事業者のうち、市内で商業その他の事業を行う者をいう。
- (4) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、拡大文字、平易な表現その他の障害者の日常生活及び社会生

活におけるコミュニケーションのための手段をいう。

（基本理念）

第3条 全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受する個人として尊重されるものとする。

2 手話言語の普及に当たっては、手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使う者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であると理解し、これを行うものとする。

3 コミュニケーション手段の利用促進に当たっては、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を障害者自らが選択し、及び利用できることの重要性を市民及び事業者が理解し、可能な限り障害者がコミュニケーション手段を利用できる機会が確保されるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進について第8条第1項に掲げる施策（以下「市の施策」という。）を推進するものとする。

2 市は、市の施策の推進に当たっては、市民及び事業者と連携を図るものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、第3条の基本理念に対する理解を深め、市が推進する市の施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、第3条の基本理念に対する理解を深め、市が推進する市の施策の実施に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、障害者差別解消法第8条第2項の規定による配慮を行うものとする。

（来訪者への配慮）

第7条 市、市民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、市を

来訪する障害者が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、及び利用できるよう、環境づくりに努めるものとする。

（施策の推進方針）

第8条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることの理解促進
- (2) コミュニケーション手段の普及及び利用促進
- (3) コミュニケーション手段による情報を取得する機会の拡充
- (4) コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備
- (5) コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供
- (6) コミュニケーション手段の利用を促進する手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者その他の支援者の確保及び養成
- (7) 災害その他非常の事態における障害者のためのコミュニケーション手段の利用環境の確保
- (8) その他第1条の目的を達成するため市長が必要と認める施策

2 市の施策は、基本法第11条第3項の規定により策定する犬山市障害者基本計画その他の障害者施策に係る計画の趣旨に沿うものでなければならない。

3 市は、市の施策の推進に当たっては、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）別表第1に定める犬山市障害者自立支援協議会に諮問するものとする。

4 市は、市の施策の推進に当たっては、その進捗を検証し、必要に応じて改善等を行うものとする。

（財政上の措置）

第9条 市は、市の施策を推進するため、必要な財政上の措置に努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。